

島原地域広域市町村圏組合 訪問型サービス A「10分訪問」受託事業所募集要領

業務内容	<p>訪問型サービス A「10分訪問」は、10分間でできる介護予防・生活支援サービスを実施するもの。</p> <p>(例：ごみ出し、洗濯物干し・とりこみ、服薬の声かけ、安否確認等)</p> <p>10分間の訪問、利用料の徴収（訪問時）及び納入（月末）、実績報告（月末）の業務がある。</p>
業務の対象者	<p>島原半島 3 市に住民票のある基本チェックリスト該当者または要支援 1、要支援 2 の認定者のうち、利用を希望する方</p>
業務の場所	<p>島原半島内</p>
業務の時間	<p>1 回 10 分で、8 回／月・人 の制限があるものの、具体的な訪問時刻等は利用者との調整による。</p>
利用料	<p>事業所は利用者から 1 回のサービスにつき 100 円を徴収し、保険者へ納入する</p>
委託料	<p>保険者は 1 回のサービスにつき 480 円を委託事業所へ支払う</p>
応募方法	<p>○事業所、法人の定款等（介護事業所は不要）</p> <p>○訪問予定のスタッフ名簿（氏名、担当予定エリア）</p> <p>○誓約書（秘密保持、参加者の安全確保に関すること）*様式自由</p> <p>を持参又は郵送にて介護保険課へ提出する。</p>
募集期間	<p>1 次募集期間 平成 29 年 3 月 24 日（金）から平成 29 年 3 月 31 日（金）まで （1 次募集期間に応募し採用された事業所は、広報誌 5 月号に掲載予定です。）</p> <p>2 次募集期間 平成 29 年 4 月 3 日（月）から</p>
	<p>書類審査のうえ、委託の可否を返答いたします。</p>
問合せ先	<p>島原地域広域市町村圏組合介護保険課 地域支援係</p> <p>〒859-1492 長崎県島原市有明町大三東戊 1 3 2 7 番地</p> <p>島原市役所有明庁舎 3 階</p> <p>TEL：0957-61-9102</p> <p>FAX：0957-61-9104</p>